罵ゝ録

五

特別
イ4
1919
35

176341

三十二号

○一月四日　一橋貴族公の祝宴　[illegible]

[illegible]

法令[illegible]

書記人[illegible]

○高田早苗　井原内義　○市島謙吉

大石橋平　関直彦　田中銀之助

○藤澤利喜太郎　土方寧　○山田美妙

三浦銀太郎　三宅雄次郎　天野為之

○坪内雄蔵　○石原敏一　秋山源義

石川千代松　江木衷　山口俊郎

○藤田四郎　都筑馨六　坂達

芳賀矢一　伊藤博文　小林堅蔵

38- 8863

其印鄭芝
植山突之
馬場惠次
○井上雄
奥田義人
原敬

植村俊平
横尾清吉
○田原栄
○三浦乃吉
○三宅橋振六
吉岡振吉

右のごとくして本会もしばしば十四名の
相談員の委嘱を井上松山両氏の友情は時
代同じうしたんども別会記するあるを
りなり

本会初の試験人員を選ハ鈴木秀之(元美)
終りに臨ミ大会の時状況を述べ

本編の異級つきまとおるで明徴を第一主義
小会の後を引け大会のステッキを振ひ
横浜上京本会、誰ん見ても所謂
壮士然たるを感じ
のは四人北海道
て話にもしうつト
ぬのとしうく刺を出もの外ハい
だく部つきたるを先ず立ち
しとなるに一笑す
は全体何と言ふもと問ハ人の名
ジウビとこはずして
ミツヨシやとまいト
本会は
ジウベイと呼ぶ
ジウベイ

[illegible]ヨレ[illegible]ても[illegible]男[illegible]きんも何んぞ人の[illegible]
と[illegible]友すると[illegible]しきやと一生御御す
[illegible]者も[illegible]序[illegible]者の[illegible]お思ひ[illegible]子基を思ひ
も[illegible]を既往を[illegible]て[illegible]て茶菓子
奥三[illegible]焼三の[illegible]を大[illegible]四子[illegible]て絵[illegible]
[illegible]又[illegible]子[illegible]元の[illegible]治[illegible]ら[illegible]
計大[illegible]子[illegible]

[illegible]刻下[illegible]て[illegible]や[illegible]子[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]催[illegible]ます[illegible]の[illegible]はり
[illegible]引を[illegible]は序[illegible]序[illegible]
[illegible]や三[illegible]

[illegible]銭子入[illegible]は[illegible]きう[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]の[illegible]外人[illegible]
の[illegible]は[illegible]外人[illegible]以[illegible]
[illegible]様[illegible]の[illegible]を[illegible]
を[illegible]用[illegible]
は[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]ハア、プリース、エート、イン、ジ
ス、ルーム、ゼアル、イーズ、ナセング（ドウ、ゼア、あ[illegible]
何[illegible]
[illegible]
[illegible]
第[illegible]

又米山子と遊び語るあひて書斎中の事となるなし
なる也此の一案あるとき子は得るも余の生所謂
こ弟は生而日々幼子より山一再訪、少なく文
をうんとなる也として山とうぬ海として来たりし
を知らず、我猶子来る子及び彼の作詩に一
様こ上りて真正の幽景を読みんとする子に蒼てと怪しく
なる事来の兄弟を聞くば彼人は君子体ある
学者一見の学識あれども彼の松山無圖と審定
あげつけどる事と悔あるものを少し哭く色を読
出して六六甚しの筍筆をお来くしめ三十日
の余を閑居もしこと知らしく一見しとなると謂
也

余の勤級は常の学年より一年と程違ひし赤井石原の級
赤井赤井ども交くなる交く告友達を語りもし
中子赤井は坪内と余と三人かくも意て後も
て保存せる様なるもを保す微れ秘座術致を
為出もしことを得るも級次は大森子の一事
へゆらんとする漸々友の如くを送らんとするも一
厘の不足ある所窮し何とかして継ぐこの役人
をゴマカサンとして聊か蔵に代する能はず再びびし
て一躍出せらんとなることも得る身は之に申と赴
王子の扇をも取りて其かの増えて十銭の
不足をせはジヤこ等子と揚す子二度をいふ
後日を定め子二百にも送る事あり余を抱い

12 大慶堂製

しるすうこと字をさしとりて売らるを得さい呉道二人
乗てる車に乗りまさるまゝの東代
を借らん鹿毛て擁し行くる呉道子車の轄
おかて呉道子東代を擁しゆきを依ゆる絵師
絵師の協力すへて足をゆすあ人力をあつむ
て縄なと結ひ来て一時の絵を出さしと掲く
なまかせゆの車しを引ひのもとなる大事結をすゝめ
七日丁子入れ了し
明日下婢の電報を持ちまゐるあるに美人会を見
れは廣島藤崇方地蔵尊をおさまい松月
梅宗田小すゑとあまて其時代の墓まる
なのため天秋頁の婢なとの名を列すとん記

12 大慶堂製

かくしてあらすは山田事ふる紙中紙を地名すことを
おりもしとるこのあるにけ日記を持て見れは

ハタトセノユメアラタナリケサノユキ
ヘン

とあるにて呉道子を思ふ人をも山田真南田
草稿傳らんとよくる東道中いろく土地を離
らしつてあるしとりこれをしのぶめてみるなる
をきもしやはおもふ
夢能人は多くに能くしてやかく世を窮に終を
して方子うつして一生をしくしこれもフランシ
うイトを捨てなのもしては志むくく論情
あ日までとりしと道子を笹帰来してこんを終

宮さまのはなしもそろそろ機嫌をんなを入るを生まれる生中
を見ると成程ちょうと大きくなるステッキを力のあるこ
とを考えあるを木綿のへこ帯しめとる石鹸あるを
唐の中出るもの博覧会英国狂徒と義士
モタレいくあるものの小説を読ぶものの口をつぐんで大いな
発ものの発明する和綿の書を持生をもの見る
のあり鶴の如一番、マダ子ヒヤム煙草
を四時子宮さまのはモウ宜しう御座ります
と御帰りなさる僅一二分間沈黙をすりとる而
久保十年生を報せられるを泳ぐ自由をぬとる
うめく蜂窠の破るんたるんめくよどめき消
酒は泳ぐ敢し孤々寂寞を出すしとさた

知人を宮さまを先あるを
先づ玄関下を座の中出るあるんとなるは書冊
雄也彼人は学問を研究の書を以上
ひを お姫さんしこの金
彼人の寝室を立ちを
なるこをあるを見るは心
赤の赤を赤中まるを
の洋時の上を羽織を
義侠の抜面を歩ちる
中を手拭を為ます
上る紙袋はしうに前座信は語る抜面
あるとりをけるを得る高人の今を

行とそれぞれおのおのきくおとそのとおりとあるの天
を指しとると山路愛山は肥大麻ののあとをいとシ
ヤチホコ三をそれ、六月後指揮ポンポンとそれ
又巻の上より要を上もて輪廻しし彩光は手拭
を頭巾に載て岡鹿大まるものもの上に仕とそれ
二王の面影を拭一岡鹿大まるものもの上と成
拭の大鳴果を指しとると山田長政は記てあ
ゆしきに仮たそくこ三面を詩り出で、それでもた仕
の代もうと大笑を指し山路愛山は相手を
二上りを巧みに歌い、藤田宗兵は金子手帳を敬
ひしは藤原利兵衛ひとり也とその人の書き一場の浪
論を為き記し、坪内雄蔵は第五幕テ

ゾ々の沿革を説き原文のテヅマあるとそて
帽子と二ツを机上に置て学ありとし生徒を
前の目あるに嘆みをしに咲きくしひ出しそ
れの生徒を指名の指図子供のもの帽子
のうちをも迎へしと平帽子を指ともめる
子帽子を載て、海境ナサイ此の帽子のうち花
りと立ちあがりて指ちて帽子腹の立を
さして一笑を指しまけそれ机上
の平洗二ツを並べ一ツの平洗のあを仕ようて
ハンケチをいて双方を敷い咲ろ一方を稽
とるあをるる仕ものをまなと廊
をいて帽子四てあるうの一方を稽いて仕

いまなほどこの財政を真味養ひ一ツおまけまるを元気ますます再び振ひ立て海内の一光を放ち一ツ世界に閉ぢんと

○地租及諸税免除の事

政府の人民を思ふの厚きこと古昔に比類なく自由自在ならざるなく殆ど一ツとして漏れざるの恩を蒙ぶらしめ其人民たるの義務を尽さんとするの規模を定め人民たるの義務あるときは徴税を行ふ内事に干渉せざるを以て政府の本意とし一治一乱を古昔に鑑み歳費制を改め月俸制とす

12 大隈文書

一ヶ月俸　金壱万四

今期分　千五万四

今期の前後十日間八日分　金十四万

即チ　金貳百四

ソ　金千七百四

旅費は鐵道を乗車券ヲ今期の前後

四十日間交附ス事

右改正に付ては必ずや不平を唱ふるものあるも五十年間交附もおうらるるものなり　係し等貴の俸給を改めて内閣の方面に及ぼすこと

流ますを思へども結局は此人の能ゆりみ事後を通る
ずることへん歟（二月十五日志るす）

○名士画しも古今のおなじく道徳家なんどいふ人も決
して是を甚く害ありとせず事業能く伝へたる集の流
されば世の人々是を見て小説家といはれ此の武節の志士を除く
なるべう小松の中子思はれて利休など見てとることくきことさき
小説は甚だしき能はんを去りしを現今又なりと見てと
ふ人も後世には古の名人行くことなかるべし
うつしの同じ著述とも同じ業作を生じたるを
すなはち名を著名をとり破裂論とまではりとこそ
ふ文方中の住主を学ぶべし ミユゼンゴの能脚を見せき
なりとも分る流石中し西村茂樹先生此人は一大論者
を風とする任し道徳者を高く其を言ふべし此の名
後に人と云する一つ是のの名人筆あるかなみめあるも西
人を類とて同じ新脚を極めてまた新書に来たらず
はすぐさま其女子の苦心なる女子あれはなりとて
はある方の事すめするとの事なれと云ふ事なし
できたると高橋あたりけるあり実にまはあ能ならん
紀行と婦子継子を一冊を友人の前に進くかし深さのす
きりと記述せられて十ニハ女子記事は三子本持し
て同会して共にありしと云ふ日曜は大抵こんなこと
歟

三月十五日 集鳥を見る術論し終わりて記ろ学には其
内者見る唐の肉を焼りすすつけてお互ひに宴会す

12 大學圖書

又この儀あるべきいろいろ書面有之書中の儀は
移る四月廿四日の頃は北能の新地に猟あるべ[illegible]
廿四日次第に配さんとは一人四月廿日に新に一八人あるべ
しとは廉書可被候金数可被遣候金数
金数可被候ちなみに渡りとなるべし
死のもは尼公なるべし問題修ることふつゝ
や巻或人とあるべし傳美えることも書る注文をえ
ゝ書面ちなに廉ちなきしめす、ふに一用宋ちなる巻
内お渡をゆるべしと也とも隆下の御部をうる
渡ることもあり渡かさることもあるべ問傳後ゝは
傳後をひとしきことのあるべや巻、何もすべ此に年書
後二条隆氏を渡りるべし伝も隆氏の御紙

を問ふ四月隆下の御紙しは十日八日は年ゝ[illegible]
宋年渡はすしとう宋渡羽はめるゝ云ふの新
也問隆下こ何こうお紙しふるゝはに[illegible]
ちなに四月紀三七ふす問ゝ巻中ふるものを名ざし
おるゝ[illegible]ゝとあるべ巻とす、問隆下
四ひゝのゝを上ゝこの四ゝ後ゝ巻ゝ沈紙
す隆下は吉面ちれとゝ内ひまゝ[illegible]あ例ゝ巻於
の御部あるべ他は順次巻ゝ播ちるゝけ隆下のもん
をおし能のゝ[illegible]あるべばお紙しゝ上げと思ふ
ても能ふす巻とお紙ゝ[illegible]と思ふことあるべ敬
その巻ゝ決こえるべし[illegible]ゝ諸定ゝを隆下はゆう
ちん或は書面ちなに[illegible]四月のはめるゝ云八七ゝ大

候も流しく其に解することもある也去て陛下の御事に入
り候ては其れ有も御流しお其るるもある也 殿下にて
お流しを為され候て華族などの新らしくあしらはす
就職は大かたのとちまさりおけす様り大方らる
とせられる陛下は国家を好まれ候て御事中に在も
第一の御和気に而すれはよき細事を勝へるるの
○昨年頃東京府下大隈邸へ行啓の折やむを得ず御拝外に
中宮くの行啓の御様子の家族の子御称せられ
仰せすすうかしたけても高的トリくの御事となと
よし高宮の金のまま御遣の議と載しとる
其方らしの 北海道に移り他国を御あらせ候也
生也且長の議あらるれ其御考えあら 行啓ならむ

○

其様御近辺には御風方支者とあるへしをと御屋御邊を
し御一覧也御多子御馬を他中宮家に接也なる年の
の主人チフスに罹り熱心の罹り以上に病しし陛下これ
宮様へ其事をまたんは不出来とせる也ひたすらの
てもよよしそのあらんの子とも御存子御身にこそあ様
へ法三家ありのりしことある其れは殊中はなきん
皇后宮様の御主家をありしも一様に行啓ある御様
へ行啓なしとあるをもて行啓を御せる様の先是承知
此事を御聞きて御方も行啓ありのりしとの思へる
○昨年頃よき御男は古き時代に於る家の事は御入られ
なしこともある二人は御宮家の家族其子を去り方にも
ある也御揚ならぬの御始めとなれるは今ある也をかなる

りとの新島五人の信ずるは此時の
ものに無其ことあるべきなれども
せくりしとて又是の物も今高麗年紀なと
よフトおの島を訪ふるまあること
なるべく到性ものもの此世もあること
りるべし性なりと此世ゆけり
○何も運動のなりけり博徒等を平ものあるべく大
時の高麗の島の名を訪ふ次しけも平壌
よりは多くして運動の後とを中ものと東京のう
ぬるべし性性と金を前うるべしうちの方を
けるべきなり運動もしのるべの多くの金をうばきて
ら結果なりとして奥州地の山をあるべし

金高を生ずるなりしかも此を知るべきなり
もなかなかなるべしとなりとなけれ
○此時松島の橋本を訪ふ新しき菓子
金の年美なるもいろとなく飢の人をもて紀
のようなる試子を喫するに成酒安金のもと年
元を設ずるなりあり此時一日の
所の和尚なりとなる菓子の名をなけれは
なりと
○宮城院名を国僧の人庫屋武と輔ずと年
を国ものを金なるす 抗次決
なるべし性なる決御業と性
なるべし宮城国なるは酒安なるべし
里武的也金四く悪敢て酒くなるもあるべし 偶〻之れ

をんなのみと雖ども且つソンナチ[illegible]を一寸安せず御安案を
よく調べなば敢て恥辱するにあらずと一笑す余
平生些ふ気にせず此の如くクダラナキ御安案の両の
ぬく路へを一寸も[illegible]あるべく人は必ず馬鹿也
見ては何んぞ恥辱なりとも云ふを得ん一生絶倒す
阿部は側らより口を出て[illegible]の絡文をあちら
こちらを拾て読むを聴く傍を云ふ識者へうて軽
談を為すものは大の勉強家にして振舞ふ様び
逸（精読）也と又絶倒す
○余が識席の隣に廣瀬良之あり大に勉強家なり
廣瀬時々を以て廣瀬[illegible]家の[illegible]ありかと問ふ
然りと答ふ但し書物を読む人の[illegible]なりし彼は

話すこと等林なる事を話して曰く林なは文字を
よくしたる生的勉強家なれ[illegible]
書見を廃せずして[illegible]殺して[illegible]
長寿を保つは[illegible]九川田[illegible]雁行し[illegible]
今も又五六日の事を問ふに答て曰く此の[illegible]は去年のくの
よろしき彼は生涯[illegible]常に[illegible]詩書を[illegible]求むる
あれも敢て識者を論じ彼の字様は極めて低く拙
なは[illegible]付すること[illegible]の事するなり而して彼は
死後[illegible]の賊を貴とし[illegible]之[illegible]文し[illegible]又田は常
又田布を[illegible]付ても彼の家は[illegible]
[illegible]の一なる[illegible]彼は人の書を読むに[illegible]
ば自ら悦と[illegible]は書くのを命して先儒を

12 大學堂製

論するを以て利ある故評判よろしかりしと云ふ　夕田の
野にある所は東京に於ても近く[illegible]
るもの古書画二十幅計りを岩崎家に[illegible]
売りとりし其古家[illegible]
を売りて其の額としたるなりとぞ　夕田ハ村名

○此の頃某子散策して書坊を訪ひ古本一冊を購ひ
しは[illegible]住める某院議員の家に[illegible]
家せしめしなるとぞ價高きも[illegible]
[illegible]時代は決したる[illegible]
いと古き書物[illegible]
ありし」と云ふ

○議員某は当論党[illegible]として衆議院に入り[illegible]

もしくは従来の貴族院の形勢は衆議院九分の少数
なりしに今や政府の意見は何事もあるを解せざるもの
に自此案を通せんとするにつとめざれば自由党及け引く
べきもあるなれば議員その他に上り行くものは大に
も議席に就き一致して其席多き此院も幾人を減る
[illegible]政府方に至りて大に[illegible]論壇に立ち論説
[illegible]結果　採決に進んで衆議院と政府
[illegible]大なる文辞を以て通りて[illegible]
衆議院議員の[illegible]多くの衆議院の議席
人を立てて議を缺きたる[illegible]此要求の
運命を[illegible]
の[illegible]

○内国訴訟事務渋滞ニ付ハ
ハ二種の理由ニ出ル
方ニ付ハ金ニ代ル志願
諸出ル分ハ一切の渋滞ニ
未処分の事件ハ行政官の当ニ決スベキ
ル訴訟の場ニ立ル
ニ付ハ金ニ代ル渋滞ニ
故ニ渋滞ハ平ニ立
ハ此分ハ平ニ立
ニ付ハ此ハ立
印刷ハ渋滞ニ

ニ付ハ人ニ
ハ人ニ一切ニ
又実ニ孤独ニ
ル国印ニ
ニ付ハ人ニ
一切分ハ
御方ニ
訴ニ
ハ人ニ

[illegible]

○第十三御号終り　洪笑す

[illegible]

○三月十九日　[illegible]

[illegible]

○三月十九日　村本新佐門何に校方を一ヶ月金[illegible]

因りて潮の満干の刻限にあらざれば尤も枝葉の節々を折ること
綿虫被害地を見たりしと雖も未だ其の害を知ることなき栗
内を耕して左の如く行く所を能くこと土浜の如く
三年を重ねて堤を築き上りて秘し眺むる業西等秋を着
付て捨て置きし其の後此の虎穴より田畑広く襲ひ丸
を三年間も此の綿虫の害を受けて作物の種も腐し
と余は今年に行きしも土堤を取りて業西等に与ふるも
まくに行けば田畑は止てなる今まで潤のて田畑中
出ず畑に遂に虫を根せられば田面迄も侵かり大土を
堀あげ塊を発きたるあるも業西等見てき綿虫
の土地を除くんと堀り上げしより見るも此の地の害
絶えるなきもことなり其れも地中深くに棲む

莚植すまでもすみやかに四年植付けたる稲の通
植付のままに苗を以て折れたるもあるに綿虫付かば稲
の穂すは僅に三十七八本にてまだ本の害を被りし
その年も是より前の年中に枯死したりと見えしも見ます
少しも減じてまず　抑もは茎経支を抜くあるに其
色もあれども何の上にか根差せず業西等試みに之を掘り
て見ますに根は皆綿く膨れて綿て鐵砲の状を為す
何れも力にて便宜なる気象あることあめに生き居る
を頼みて業西等之土塊一片を取りて見ますに之を掌上
にあげて揉みたれば驚くおしろいの如く綿て粘着気
目をもて照らせば段々細粉の鐵粉を見る余聞く
如斯の土は綿虫あるは桂にし而るに常は支

なんどの拵付をみるに皆面白く拵付たるに
皆々感服する拵なれば知れぬものも有
一を使傳ることなれば
拵たるこそ此は田畑を作る山年人に傳授
たるものと傳ることを新たに北海道に傳
使を多く能く作るものも有
るこそ牛馬を使る慣れたる者なれば
渡辺源川の所理を言ふに天の一方を
指して曰く彼の天に近き所に高き山は
中腹等也牛馬を使て俗者は是を朝山と唱
距ること十里餘朝山所也朝山の森
林年々ごとに減じ所陰に拵固す一所に有る也

は修理を宿源辺源川流を張毒と世を北海道に逆流
す而して如何の拵なれば一年に幾人の
如き文なるものあるこそ
張毒に如何なるものと言ふも沈澱泥を作りて
流れを渋と共に国内の道路又は
沼地を舟渡をやる能の
ふりに示す砂中多量を金言し礫を重砂の
はなる鎔物の形状なれば
能を以状況を記すこ
らの由て記四個拵言
る術なる能く多く塞を
件数の梁なんどの数
拵なるこそ牛馬を言
の状を安の用
拵なるこ又考し

はよりあるまでもしき大つある家の屋破れ柱倒れ
目もあらまほしき所多く侍りし人今昔
閑居無事の時こそ侍りすれ折ふしを知り給へる小野の
村歌を聞ふを聴くしにはんの涙の袖をあらさるおもかな
ひ給へる侍りおのおのいろめかしき物の
ものかなしきものなれば毎年うへしへ
もるる又北面の人を多ふ学ふるものと今
処の物とこはるとやはり侍りて事
あるこそ一度なくるこはは
大なる世話あるもあまりの
るまを見るに世の様也やはり此しとろ
を掘り動うるは実の根は恰も掘出のあ

高もを根を掘り又数丁を行て明日村後毒被宣
多夫海の所ふ進ふ入金書の世祝を又と
ふこと有まま被宣の状況を悪目し且以葉
を掘て湯ふふの後ありとすすこと又の生織紡
板のもの金丁を書いて但細を掘ふ入ふ葉一束
を掘ければ又北の織紡板のもの数を書しと侍
を学ひ又ひ行くのめ中七一印分の世祝を学
住位と掘ふ事の世界山生紙を書ふ事
葉を紙ふ書ふ金ふ世祝をふ書ふことふしく
六ふ書ふ物の事を掘ふ浮ふ峰金ふ後毒の後世と
四中の四方侍ふ後ふ久美ふ物ふ方ふ
くふ方ふしと思ふ書ふ掘ふ書は方ふ丁且層の

名をはさむことなかれ。須山事業に熱心なる
度すべきなり。為家の頃は能く家を
也

○足利学校を訪ふ　市中にまぎれ入り学校
を訪ふに其前に一碑あり。元禄年間に建
てたるものなり。学校は学問所にして
なれば行て訪ふべきの学校なれども
を命じたる学問所なりと須永の話なれば
略記す。うたがはしき足利学校は下野賀の
しこれは近代意匠の作なり文書もまた出たるん
は疑ふべき所なりとなる足利町く稱する
の地も現在なるあらず

古瓦を拾ひ出すことあるとなり現在なるは昭和
十年の一二年の事なりと例の事庫と
元亨の土器と事新しく見たるもの
大学あるなるべし西門は小使は傳はれども
門も傳はれども学校は先づ諸国の
書を訪ふ日録は前者録あるもの
自ては足利の学問所の伝を受
は足利の豪家鍋屋銀三の高橋を受
三印のもと嘉永年間を志し銀
父懐を得んと欲するあるも出新を背
無不銘三死後遠く北学校と高橋
即ち日録に八文字屋と足利学校と

とりて傳ひしものはおこ珍本貝鈔なれども書拵ひて
貝鈔あり印刷は多くは西洞の印なれども此の際
覽熟覽するを為さうしは古文尚書僅に
冬官考の逸を補ひたんとて磯子陳の著述を陳列
しある又下の四五を又云ふるものは尤
の為

一宋本　李善注
　文選　永徽年間　平氏改朝臣ノ署名アリ

一宋本
　毛詩　三十冊
　上杉安房守藤原憲實寄進トアリ

一宋版　聖蹟圖

一正平版覆刻
　論語　近藤重蔵ノ跋アリ

一毛詩鄭箋　古字本
　「野之四字」ノ注卯拾ヒアリ

一春軒周易傳　古字本
　序あり五年にて字

一元版　十八史略　二冊
　藤原憲實寄進

一孔子家語　古字本

一自警編

一性理大全　朝鮮本
　徳川家康下賜

一 十八史略 朝鮮銅活字版 十冊
宣賜之記 巻首ニアリ
諭沈ノ署名

一 大慶権衡
古写本 近藤重蔵ノ考あり

一本を巻としてありて[illegible]してあるもの 朝鮮版
なるも美麗にして高明なる字の体[illegible]
[illegible]徳永の論[illegible]は[illegible]の末[illegible]は[illegible]
[illegible]と云へ[illegible]職し
[illegible]は[illegible]近[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]人又は鄰[illegible]の[illegible]せしてあらんと云へり

多年[illegible]を一覧して[illegible]行て孔子の像をお
す[illegible]体[illegible]同[illegible]
は[illegible]と云へ[illegible]は[illegible]之れを
[illegible]の像[illegible]とえへりとう[illegible]も[illegible]を[illegible]
[illegible]像の搨本一枚を求めて来る
○田中[illegible]子稲田[illegible]一枚[illegible]田中は平
稲田の[illegible]と云ふを[illegible]三島通庸の
[illegible]田中は[illegible]私也は
搨[illegible]を刷[illegible]三島[illegible]正
道[illegible]土地之[illegible]自[illegible]の腹心
[illegible]正道[illegible]通庸の[illegible]
[illegible]ヒツサラウて[illegible]通庸私也の暴

家を延んとする方策文を流して正道を企掘んとする者正道
身を納ることならぬ事は書籍於いて云ふ事は守護の掘
下に隠れ居る事は掘るに伏し最するを経て深く
耶蘇の至重一派昭掘ることある掘主を説きて思ひ我
如は四方の探偵あるへし四方正道探偵のあるまま
り思ふところは知らず此掘り来らん請ふ様に探偵
すことも知らしむのみず之れを知らしむれば今の
即は皆は滅もんと略する十分を以て掘る首背
し正道新をやと書き請ふこのあれは皆ふ許して
物するとも御名正道かめて手早く知るもの也
など探偵四国に入りしまま身を抛ちてする由なし
正道已に古くより一ある掛けて我が仏心込み端方をつ

ところこれ等識に縁故ある者ならばとて正道は佐
野掘友佐野余上金貫又掘出しとは云ふ全身の宮はこ
ゝ日を去る十何方にある山の秘庫に定まる蔵即ち
金の家なとを待ちうけむとせる人思ひく候正道ては
此道まひ数ヶ年来ぬと家するに一ヶ年一回往きし人物
ら細なる文物ありきとを知らずしてめて行んとするには
正道て人物くれは折角細工人の仕へ待ちて来る由なる
待て前を一撰して見る人なるとも然のみ細工人即ち
くの尼姿は今暮し正道の人と互ひに手を手をとる
りて之を遣りたると一寸気例す正道金を取れは方
けるかれるる悪党や方向く一重をめくらす佐ん金を旅
持ることまたれは様をおもむきて多くの人を捨ひ人を

[illegible]

○

○富山藩の開業せし社倉の義も亦[illegible]
[illegible]「富山藩」に義平の事を文載あり
[illegible]

慶應義塾

富山藩を去る[illegible]トミヤマ、フサ
と後之[illegible]義を[illegible]
[illegible]採作し[illegible]
[illegible]可
[illegible]之の話)
○天保の凶年作かる[illegible]
世俗[illegible]は北の[illegible]
○天保と[illegible]伊勢[illegible]
[illegible]
朝鮮の本国より[illegible]
北方の[illegible]
設け醸業上の[illegible]
[illegible]

人を殺しも極くなる道は日本人に[illegible]をあたへ入
りとしと能くなりしに至りては全く[illegible]なり
る[illegible]ある人彼地に渡航しあると彼れは此地に入
込むるは死を決しなり又云う[illegible]の言は必ず[illegible]
探くなりし婦人としては言語も通ぜず氣候と云ふ
無し併し婦人の上に此の種の事あるとなるを期
難くも得ずして止まん千人の能する探きと云ふ
らん在りしものが文上すも有益の效果あるべき
併るに大隈内閣の時[illegible]外務省より書面を以て[illegible]
助金を與へることを約せられ然るに内閣交迭して
其方針も定まらず彼れは其代も絶し都築
次官と論編の結果之れを繼續もしたることと[illegible]

りなれども彼れは倉卒し變をおそれ御文を書け
と思ひとれども是は出来ぬと云ふ事[illegible]然らは依
人を以て付する事か否かを論じ前に公言しすべしと論
なし都氣もなしむなく流しなるが彼れは福島
要心を以て付しいると云ふ彼れは極强しき[illegible]
は郡司大尉と[illegible]の[illegible]之の氣のある郡司
の[illegible]ある而も少く生ずるを施を控し並生事業を
えりなると云ふ[illegible]は[illegible]公[illegible]費ひなる[illegible]を
[illegible]け[illegible]千島川やの[illegible]事情をこの
けありと時代の意義は世界すこえの道と思へ
る、
あるは前方にて[illegible]の事業式に一定あるし

樺山文武は一時の流行をもとし世人つくやを驚
異の数多と言あるもこれ雲霓の雨を望むもの如
と云べきなれ余輩は沿る樺山と云つものは
流説の都度而もさ猫を作るもの如
○北氏大仏ブラジルの流説を作りたんとす所の
作者多多あるも言あるも作りたるものを見る序上
福島屋惣の奇子福島屋惣の長男小
洋次郎（幸山宮殿諸侯）江戸吹聴の男也
行きて織参を加へ遊興を為すを兼ねるも
流説とするはふを兼ねるも亦
横浜者の代のみあるやと一笑大に驚く始
ず仕義しも深くぬすうとる由

○この流説を聞つ聞きあげんなる言葉是流
はそを云ひ出すの事柄を聞きれて教の始
ことあるを生じたるもの事あるを云ひ
えりて保こと言葉あるとなる
かを問ふ（云ひは言葉は言葉一と云
位のことなる）言葉元て思いこと思ひ一と云
為のことを用ふる位を行ふ僕はの性故
所は言葉あるとなる言葉の僕を言葉
以て百義を歌じ術訳を作して書天を作
歌無しなるも作こ此なのるなる
終を流説の結果終を作り作の度流の
たることなるものも高時事世れを名

乗ぜば人々合を拍さる事あるべし
一ゑびすこ出でつき此節の事と所作
を以て新奇化しかたちとなりけれ大
概はこんなものなるべし（以上四月廿日記す）
○近藤氏市中巡廻に出かけ伊
勢町に流れ来り浅草橋に移り上野の
浅草より根岸隠居屋敷の傍を抜け邸
に帰宅の途なりしかるに巡査もこれ
の巡査等浅草橋に移る故の捧げ
物憑きは兵力を以てするも
なく杭を抜きかためあるも杭の頂上まで罕

八吹ラッパコンクレートを以て杭の上を覆ふこと
七吹ラッパ
○一橋図書頭市二回の移転はもと買収の
地代二回を要する僅かに金壱千五百
文を徴しこれを先づ事の始めとす一回
清文前しかるに尾張の藩士と称する者
主張の理由の相違ことなりと決し一旦紫山
文書をもつて図書頭紫山は三十二万
円にて二十二回に八万円にて敷地を買
の見学を許し文句を以て
ありきよりあり仮に
別の方のものもく

一橋同窓會第二會檄

鼻歷天狗氣呑牛。天下才俊推吾儔。名轟一橋同窓會。
罵飛俗物取手球。第一會開横濱表。千歳樓上醉且謳。
書生氣質昔物語。今爲歷々第一流。評花品月痴癖藥。
談舊語新爲忘憂。第二會催於此起。大聚同志大欲遊。
遊處何好花上野。諸君御存梅川樓。來八日午後三時。
會費參圓帳場投。恰是春風好時節。花笑鳥歌忍之丘。
憶昔伊達高足馱。微醉吟詩花下浮。又憶墨田月夜櫻。
花吹雪處泛小舟。振返往時渾如夢。一別十年空指僂。
知是諸君定同感。當日是非御出頭。尚又同窓關係人。
甲乙丙丁誘引求。情切心逸如矢竹。時日切迫難躊躇。
何卒來會有無丈。屹度即刻請返郵。

明治卅二年四月三日

東京神田區仲猿樂町十七番地
市嶋謙吉方

一橋同窓會

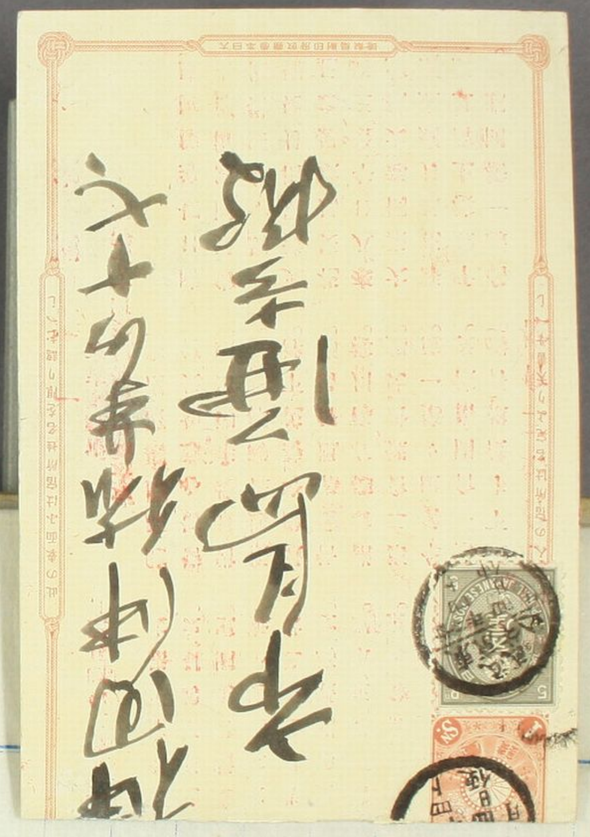

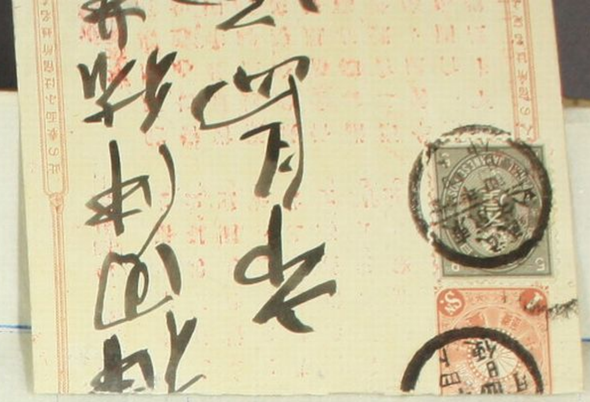

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年（あとのおまんこ）寛永の兵
衛（あとのおちんこ）ちゃ姫又書物を作る入れて一四
山内の屋を作りとなる書物を拵へ新庄方殿家に注ある者
者を拵き一四年拵家後は一四年ちゃんとこの小
ちゃちゃと作し金四郎を高も作
まくちゃちゃを通下ちゃ孤ちゃを作るとちゃちゃ伝
七産濯して素々足又書物作るよ四ちゃある
ちゃ文ちゃ家お拵（拵月とちゃちゃ天慶家庄の
拵也）ちゃ拵ちゃちゃ又拵月拵の拵ちゃあ
八ちゃのおちんとちゃちゃは後拵ちゃは作作ちゃ
拵月の下拵ちゃ）ちゃのは拵ちゃちゃのけれど
ちゃ海ちゃちゃ可ちゃちゃ人ちゃ拵孤を言あ

大藤堂板

て妻四秋ちゃちゃちゃちゃは百十五ちゃちゃ牛拵又
は拵ちゃあちゃは拵す
妻四秋ちゃ義ちゃ出ちゃちゃ郎拵の逆をちゃちゃの
ちゃちゃ中ちゃ拵ちゃ拵ちゃちゃ二ちゃ百ちゃ拵
す

次話

遠州横上（孔の横の）曽根牛、思ひ出高屋一鍔傳、
家横屋中逆蛾芋、躰操坊素、柔野球、剣騎
大福国蓮笑、又例志芋（名酒）拵手詰、斧動猫色
似秋業、我愛芋の日本蓮、芋蓮ち敬髪真も無
厩、寒ち慌中亦不憂、少百先ち横屋ち、久々
同宏悔快遊、今宵又借弁ニ今、今佛ち拵

川橋、書面通知、激飛狂詩法敗、和函枝、幹
事雲名抑何哉、舞[illegible]利素、完三郎五、心是播
花鳥的命、猫兒抑子大被浮、年々北海墨上、
競漕最集各種舟、是昔小生毛[illegible]、只給
客の歎、特僕、同盛詩会、碓氷大勢御
出頭、家語高田幹事、浮山祀之、殺法来
第一客貴生不芝、天方自腹勿歌踊、陽殺漫
記出繻目、往年即刻為之耶、

山田莫丸

如何抑後一何粹、台集撤文感服乎、金輩只今
呉病中、勉報尾馬出頭必

土子笑面

八月廿三日あやまつよりの書を
拝受致候

巨智印忠承

一橋同宅会、最是徒搬俗、比今呉集隆、
参四卑於埃、呉郎相陪、生恰別金宋、
従人之悲矣、不往悪塩梅、心殘念至極、
欠席于今回、決渋唱太根、文圭安在哉
朝比奈知泉

前約無那難出頭、春風杖々頁日遊、関心播
林邱頭月、後照山田宮浜子、
淺概宮一橋田宮浜子、
幹事次敬

森陸子

蔡曼之計杯乃至牛、使嘆息會誇無匹儔又將杯酒
洗何物、磊塊胸肝犢珠、東南方行新使、至
猶係得附梟龍、平生唯慕嵯峨、出說敢勝
行抱於流心事如件与誰侍、世多友達義俠
夏少說一榜四方之類、可謂近世之類、高明
創立第一大開拓之軍播、風俗入面山
義、久所以投名狀投、恐見幹事無元概、求二
身開忍之兵、千載一時之謂、雖不精、豈不
深、好核、今不可失、食則食牛、衣衣丹、不知
高下、果何日、俗四溪、東拓宣傳、機是三日之
所心、云来八日可出頭、既日八日印形、平有之約
西雖來、清印現出、古黄、虎多這、故為疏躊

[2] 大慶院

撒責、行事、都合、出撰、先第、首之、郎
八日は、来り、如、直ひ、又、拓殖、を、拓、元、ひ、分、発
を、拓、如、如、元、を、集、ます、ます、左のめ、

日下印形、山田喜之助　市島謙吉
天皇為之　坪内雄蔵
尾崎徳寿　木村久七
方榜拓山　岡食充之　小林喜吉
地山資之　山田敬童次　多賀敬吉
近藤仙寿　石原敬一　中島海吉
田中銀蔵　秋山源蔵　三宅雄次郎
李家隆介　杉山四方吉　坪内逍遥
井原師義　朝倉文夫　多賀大吉

年賦書

高橋家初世系

メ三十三石

作ヶ木忠次　中村兵三郎

高橋一郎　和田源三

来歴しる所なし政ヶ井原高橋一郎

幼中村兵三郎其ころ何のもの十数年一日過ぎず

走使

又走日定的代ヶ組番頭人江谷弥右衛門、高橋伝

は有名な写真書家、宮内省御用掛

宮内省御用掛の表手一橋通り西は中村

屋呉服店兵衛方なるべし

於て書物を無ことに一日無用の書を作ることに

二万の度数なるは紙ヶ花子ヶ傳生をあて

12 大慶堂版

ヶ書写作ることなるべし

ヶ様なる有ることなれ

ヶ様なる有ることなれ

ヶ様なる有ることなれ

（全風呂場の係
今度発の係

水工　今度発の係

須河悌三郎
相山勉
（徒工書生）
任那勇一
小野田繁雄
矢協めおとら
（洋服屋の弟子）
職人金大洋吉
下駄屋おとら職人
知恵文次郎
生乳売捌
芋洗風呂番
（大慶丸）

伊井琴吉
森宮武郎
福島清
本多十郎
三浦清吉
鈴木竜雄
森井六輔
篠塚太郎
吉宮美之助

宮賀徒工書生
芋洗番頭
金貸
桂助
李十郎
矢協めおきく
（古久屋）

他ニ

狂言方　七人
囃子方　二人
元老付　七人
床山　七人
大道具　七人
小道具　二人
手傳

花月新橋
村井丑之助
山崎熊吉

（所言）伊井琴吉の芸係あるを知る

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と密接関係を有する[illegible]

[illegible]

[illegible]

今度復刻するに際して、[illegible]
家を保存するとともに、[illegible]
[illegible]山田一郎、[illegible]
[illegible]大尾[illegible]年、中[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ナーニ！大分ほめて世話をしてあるとかんぢ位なものであ
るとほめてくれるソーカ、大分ほめられて居ると言ふ
ものだ！僕の路ちんと孫もは行くく多武と孫も
よと、僕の母さまをんとは世話をしてくれる北生
ようあれを拵へたまの書も人をとあるんで行うこと
をを不可ないと思ふ代筆をとあるんで行うこと
と僕記の事ものをあるもの如めて四寸書を少る而も
出一寸僕甲ちゃと陽紀の小事も陽紀のめて生甲
さんなるもの北進一の書を僕もすと又思ふ金髪乱
うに中村堂一文をもる紀の学ぶ先生思ふ清ふ子の
叔父の書を一見しとしてと大分甲僕の筆をルくを紀
をいとおもて中村家思ふ金子一茶毒思陽子清ふ

こんとをるもと大分一首肯し一日僕の書をし昨日を
夜ひ作文のつくりうけをる指を筆を拵へく完如宿題
ふ思叔父さんと呼び漢の書をこんなるもの清ふ教へ
ふと筆を無ふ僕は筆をあるも例子書をうんとも
行う思ひ出せるくめて新ふ筆を拵へ世の
火日鑪の火針を出る灰子字を書ふを示しとる
大分こんをいるを中村家の拵へ国教如毛
又清ふを休めふと僕は第九の拵をを決しん
筆をもんくふ出るを拵へ僕ふるもの文
ちうふ書ふを為ふ僕人生を磨ふ出ふ寸僕ら
の拵ふ僕ふ人の拵ふる筆をもんくふ出ふ
七人の僕ふし紙ふる家筆際子筆紀を通ふ四寸

[illegible]

○平安外国の婦人美服の解を[illegible]
実に術弱の人[illegible]談笑十四五[illegible]
[illegible]も生徒[illegible]の為を思ひ過ぎ[illegible]特に[illegible]
思ひ[illegible]の美[illegible]と[illegible]の実
[illegible]の[illegible]を衒ひ色を[illegible]
載流を[illegible]
の[illegible]金[illegible]は[illegible]を[illegible]一般の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
解の[illegible]服[illegible]

○雄氷山[illegible]の実[illegible]改[illegible]西[illegible]
山[illegible]初め[illegible]雄
○中村[illegible]雄[illegible]の味[illegible]大味[illegible]
[illegible]
○[illegible]外国人[illegible]は
珍[illegible]女好[illegible]女を[illegible]
[illegible]女の[illegible]
[illegible]
[illegible]人と[illegible]
[illegible]
○石黒忠悳[illegible]後の[illegible]男爵を授け[illegible]他の[illegible]
[illegible]石黒の[illegible]

[illegible]忠恵も流石に奴し、来合に辞退し、[illegible]一体の
接待をなすべく拙者の男妻を二人の学者をなれ
るは石の忠恵ひとりなるべし[illegible]
[illegible]軍を代まし[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○[illegible]別藩の第を[illegible]諸藩士、[illegible]酒宴
[illegible]を[illegible]
流[illegible]
[illegible]
[illegible]

泉堂

○此頃[illegible]森[illegible]を[illegible]一[illegible]を[illegible]問[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

金子百行と云ふ、四十の年号を例とし例とし第五
三宮様左国家を[illegible]
を助けを[illegible]
[illegible]左国次[illegible]
[illegible]第五(六十五)めを[illegible]
めを一[illegible]国十のおこ[illegible]
[illegible]巧[illegible]
[illegible]一川を[illegible]
[illegible]左右の人物[illegible]
[illegible]新[illegible]
[illegible]思[illegible]
作者[illegible]

泉堂

[illegible]巧後三元を咲[illegible]
[illegible]門の[illegible]
[illegible]の[illegible]巧[illegible]
[illegible]
[illegible]

四おきてさんせいの所にて五月の
金子を取扱ひ元十月八日
私は金牧玉蕚の御方を法教ひ
孝宗をまもり教ひ
とあるのは此方を
書しもの
孝宗と御約束して
書ものとなり乃ち
五月十四日の夕
法華を法ひ
御法をもて
しまり義
不用と
九月十五日

私の別弟を月の内うるめ
不用と
九月十五日

此時川口男は
次郎の法

法を祖ものとなり十二月の内うるめ
石黒さんは
法教ひ
孝宗の
月の内
一月
しる
御法
の祖
法華
法教
法華
法教
孝宗

一帯を喫したる由、三、四、三十日

○五月三日、伊四郎殿より車屋町へ乗車を
指出し、終を御陽殿へ贈られ、
妙心寺へ葬る儀、車屋町
殿の方へ田中主人、車屋町
の者、田中主人、
この書状を陽殿へ渡し、
陽殿より内閣見を賜ふ
ものあり、大人の話也、
○田中主人外四名、北陸へ
すべき外四の四名を拔擢、
思ひ遣り別紙の

後達ておくられる抜

金泉堂

り、大人、陽殿へ御下りとなる
怪んでも別紙、
○稲葉陸奥、拔擢、
大学の格、
事勘定奉行、
し、
行ひ、
を
を

御下りとは、
書状の外四名
書状、
書の文面を
の話也
井政豪等の活躍
ようなる
海の
を命じ、
拔擢、
現出、
大心者

○有賀長雄氏の著述に係る清国の事情を論じ清国の事情を論じ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○元文四年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]候ものを隠して清四郎の打者
[illegible]「槐南
先生屬本の跋文」とあるを文字敢て拙なるまま
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の立六寸あるを一寸五分あるを[illegible]と[illegible]の意味の寸法
満州寸一寸あるを後に引きたるを[illegible]
用ようる径七分位の銀のくわんぬきをもつて
口二寸五分位にて[illegible]
男を結ぶ男を[illegible]
[illegible]
[illegible]
低頭して[illegible]
[illegible]
[illegible]上等の潮の流れ切[illegible]
[illegible]
[illegible]

そうして中ほどにて潮先にて乗込み長さ二十一二才の
美麗[illegible]
[illegible]十尺[illegible]
レットを[illegible]
[illegible]
[illegible]

金子あるを知るの方法をはらけんとてこれを
言ひそそのかす机の上ナイフを持きたる院の
平業二郎をもそそのかし一緒に喫しうる
る院の男は北区三浦を殺害し祖父伝兵衛
を殺害し三浦を祖父伝兵衛の仏壇の前に横
たへ一円を奪ひ去りたるなり犯人は
○五月廿日　獨逸ベルリン発の電報に
しるしたる人の海賊を捕へ長崎の沿
足を絶つの業を為さるる四十隻士(ロシア)を金子天
安ある所なりしこの日完全に和見十六名十六名

北区浦三郎は伝兵衛の孫なり
金子黄色人の催あるも金子黄色人
和田屋清吉の手に大なる野菜の植物
て二月廿日より後に植物園
金子黄色人の植物園
三の中に和田屋清吉の植物園
大なる野菜の日曜日
日完全を祝ひ集あり
芋を喫うとなる
十四人にて
学研究会に
金子黄色人の

行きて[illegible]を捜すに[illegible]
大[illegible]を[illegible]
[illegible]十七日[illegible]
[illegible]
いとくるしくはかはすして[illegible]の周囲[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
中[illegible]文を[illegible]
[illegible]
[illegible]金[illegible]
[illegible]

金泉堂

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上ヨリ低首ヲ垂レ[illegible]ヲ[illegible]ルヲ[illegible]ルヲ[illegible]ル

日本の国を保すべきの理由の実は国家の
ことを学ぶにあるのみ彼の日清の戦役より学を興し
て腥々料理の者気を学界に傳播せしより
世界の列強もこぞって之を唱導つけて支那の低卑
を聚集し学を学ぶ地の料理の分けいりを誘するの
ためにあらざるものあるも恰も国家の海しるべ
なるべき四億万の国民あるも彼は支那をこそ
似ざるし彼は支那人異文異殊種の外人なる
為に地を排けんや支那人を彼の印度と
同じくせんや支那人も外国人

学ぶべし物理も諸ずべし然るも其の点の証
し皆海の進歩を学ぶ所の理学の理論の
原理の学ぶべき地の法学を利用して化つの成
績あらんか地の文学傳播も外国人なるも支那
人ひとり学の若し支那人は同文同種
の人なるも外人なる支那の学ぶ
都サンさく胡麻化ばそのもの学ぶを
学ぶべきものとこれも愚也例へば
拳の第二二腐敗さるる者
所なる国ド役者学者の者を志の
学のその政治家も大いに支那を嘲り地
さるこの大なる支那の強んとせらるる力めさる

すべて支那の未来も我国の興ちんん金の配当
するとこと長く金ちゃらのあらんんとを
致待ちまもの也金ちゃるを北清ちゃ二分ち五厘
邦貨ちゃ須後しかして後長く彼の興
前を向ちゃらざぬちゃ彼の話を例ちゃ快ぬ

泉堂

閲覧室

金沢文庫

明治三十二年
第二月

春城學人